

議 長 日程第5「認定第2号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。国保被保険者は令和3年度末で人口の4分の1弱の2,422人となっております。さらに国保加入者の約5割が65歳以上という状況でございます。平成30年4月からは国保制度改革が行われ、都道府県が財政運営の責任主体として参入しているところでございます。

令和3年度の決算でございますが、218ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額12億4,089万4,234円、2、歳出総額11億8,124万2,153円、3、歳入歳出差引額は5,965万2,081円で、同額が実質収支額となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を5,000万円といたしました。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。220、221ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、国民健康保険税、予算現額2億4,204万5,000円、収入済額2億5,874万4,619円、不納欠損額は151万3,000円、収入未済額は2,614万8,820円となっております。国保税の収納率につきましては、現年度分が97.52%で、前年度比較0.87ポイントの増加、滞納繰越分が35.24%で、前年度比較3.21ポイントの増加となり、全体では90.34%で2.33ポイントの増加となりました。

差押えにつきましては、23件、567万9,068円で、内訳としまして、給与3件、生命保険2件、預貯金14件、不動産1件、年金2件、家賃1件となっております。不納欠損の内訳ですが、5年経過した消滅時効によるものが21件、18人、生活保護などの理由により執行停止して3年経過したものが9件、5人、計30件、23人となっております。なお、参考といたしまして、令和4年4月から8月末までの滞納繰越分の収納状況につきましては、299万8,137円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料につきましては、保険税督促手数料でございます。次の222、223ページを御覧ください。款の3、県支出金につきましては、制

度改革により神奈川県から保険給付費等に充てるものとして交付を受けております。予算現額 9 億 2,597 万 8,000 円、収入済額 8 億 6,893 万 8,442 円、普通交付金が主に保険給付費に充てられ、特別交付金は保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金分、特定健診等負担金分となります。

款の 4、財産収入につきましては、財政調整基金積立金利子でございます。

款の 5、繰入金につきましては、予算現額 1 億 1,410 万円、収入済額 1 億 304 万 3,683 円。繰入金には国・県の国民健康保険基盤安定制度負担金 4,691 万 6,496 円が充当されております。節の 1 から 4 までは、法定繰出金基準に基づき一般会計から繰り入れた交付税措置された法定分が 9,304 万 3,683 円でございます。節の 1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税を公費で補填する制度で、保険税軽減分として県 4 分の 3、町 4 分の 1、保険者支援分として国 2 分の 1、県 4 分の 1 を一旦一般会計で受け入れ、町の負担分 4 分の 1 と合わせて繰り入れるものでございます。節の 2、職員給与費等繰入金は、職員 3 名分の給与費と事務費分でございます。節の 3、出産一時金繰入金は、支出の出産育児一時金の 3 分の 2 が繰入れされるものですが、令和 3 年度は該当がありませんでした。節の 4、財政安定化支援事業繰入金ですが、国保財政の安定化を図るため交付され、一旦一般会計で受入れをして国保会計に繰り入れるものでございます。節の 5、その他一般会計繰入金は、国保会計の不足分を一般会計から補う法定繰入分で、予算現額 500 万円でございますが、収支が黒字となったため、繰入れはしておりません。

項の 2、基金繰入金、目の 1、財政調整基金繰入金は、支出でも説明いたしますが、平成 28 年度に神奈川県より借り入れた保険財政自立支援事業資金に対する公債費元利償還金に充てるために 1,000 万円を繰り入れたものでございます。

224、225 ページを御覧ください。款の 6、繰越金、令和 2 年度からの繰越金は収入済額 747 万 7,468 円でございます。

款の 7、諸収入、収入済額 211 万 8,122 円。主なものは、項の 1、延滞金、加算金及び過料の保険税の延滞金でございます。

項の 3、雑入は、第三者行為による納付金 1 件と、次の 226、227 ページを御覧ください。保険事業費の令和 2 年度分精算金でございます。

款の 8、国庫支出金につきましては、収入済額 23 万 5,000 円で、災害等臨時特例補助金は、新型コロナウイルスの影響で収入が減った方に対する保険税の減免に係る補填分です。災害等臨時特例給付金が 10 分 6、県補助金の保険給付費等交付金、特別交付金が 10 分の 4 で、合わせて減免した金額が全額が補填されます。実績は、減免件数 3 件、減免額 39 万 2,300 円でございます。

最下段、歳入合計欄を御覧ください。収入済額 12 億 4,089 万 4,234 円でございます。

次に、228、229 ページを御覧ください。歳出でございます。款の 1、総務費、予算現額 3,105 万 5,000 円、支出済額 2,656 万 1,757 円、不用額 449 万 3,243 円の主なものは、職員給与費などでございます。支出の主なものは、備考欄の 01、職員給与費では、職員 3 名分の人件費、02、一般管理費では、被保険者証の発行に係る郵送料などの一般的な事務経費、国保連合会に関する団体負担金、レセプト事務員等会計年度任用職員 2 名分の報酬でございます。

次の 230、231 ページを御覧ください。項の 2、徴税费では、納税通知書等を発送するための通信運搬費や、収納対策員として会計年度任用職員 1 名分の報酬などでございます。

項の 3、運営協議会費は、国保運営協議会委員 6 名分の報酬でございます。

款の 2、保険給付費、予算現額 8 億 9,296 万 2,000 円、収入済額 8 億 2,845 万 7,708 円、不用額 6,450 万 4,292 円の主なものは、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額療養費でございます。前年度比較、約 2.6% の増となっており、被保険者数の減少や新型コロナの影響により受診控えはありと推測されますが、医療給付費は元年度、2 年度と連続して減少したものが増加傾向に変わっております。コロナ前の平成 30 年度よりは低いものの、被保険者の高齢化が進んでいることや、医療技術の高度化により依然として高額なところで推移しており、被保険者 1 人当たりの医療給付費は 39 万 7,822 円となっております。

232、233 ページを御覧ください。項の 2、高額療養費、支出済額 1 億 543 万 6

41円、前年度比較約2.8%の減となっております。医療給付費と同様に、依然と高額で推移しております。

項の4、出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、令和3年度は該当がありませんでした。町全体の出生数は、令和2年度58人でしたが、令和3年度は37人と減少し、その中に国保の方はおりませんでした。

項の5、葬祭費につきましては、次の234、235ページをお開きください。葬祭費として1件5万円、18件分でございます。

款の3、国民健康保険事業費納付金は、平成30年度の国保制度改革で設けられたものでございます。予算現額2億9,863万7,000円、支出済額2億9,863万5,540円となっております。

項の1、医療給付費分及び項の2、後期高齢者支援金等分は一般被保険者、退職被保険者等に分けられており、項の3、介護給付費分につきましては国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付しております。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の236、237ページを御覧ください。一般被保険者から退職被保険者等に移行する方のリスト作成に係る国保連合会への拠出金でございます。

款の5、保健事業費につきましては、予算現額1,735万2,000円、支出済額1,522万4,022円。

項の1、保健事業費、目の1、保健普及費では、人間ドック補助金を1件2万円で、受診者76名分の支払いと、管理栄養士として会計年度任用職員1名分の報酬などがございます。

目の2、国保ヘルスアップ事業としましては、支出済額537万8,084円、平成30年度から本格した保険者努力支援制度に係る事業として実施したものでございます。説明欄を御覧ください。平成30年度からのデータヘルス計画に基づき、被保険者の健康維持・増進のための事業として、0101、糖尿病性腎症重症化予防事業、0102、地域包括ケアシステム推進事業、0103、特定健診未受診者対策事業、0104、早期介入保健指導事業を実施いたしました。これらの事業に従事

する保健師や健康教育の講師等に係る報酬費、委託料などを支出しております。

項の2、目の1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査、特定保健指導に関する費用や、医療費通知の発行などに関する費用でございます。

款の6、基金積立金につきましては、予算現額1万6,000円、支出済額1万6,000円で、財政調整基金積立金の利子でございます。

款の7、公債費、項の1、広域化等支援基金償還金は、平成28年度に神奈川県から借りた5,000万円を平成30年度から令和4年度までの5年間で、毎年1,000万円ずつ均等償還するもので、4年目の1,000万円を神奈川県に償還したものでございます。

款の8、諸支出金、支出済額234万7,100円。240、241ページを御覧ください。諸支出金につきましては、償還金利子及び割引料で、保険税の還付金及び還付加算金を支払ってございます。

目の1、一般被保険者保険税還付金では、保険者による遡りの喪失手続等により予算に不足が生じたため、予備費から130万9,100円を充用させていただきました。

款の9、予備費につきましては、諸支出金の還付金へ充用いたしました。

次の242、243ページを御覧ください。最下段、歳出合計欄を御覧ください。支出済額11億8,124万2,153円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、幾つか質疑をさせていただきます。まず、滞納といいますか、滞納の関係の収納関係ですけども、今回は保険料未納とかあるんですけどもね、短期保険証の発行と、それから資格証明書、医療費の。これの発行件数。あと、制裁措置としての資格証の、これの考え方ですね。それが1点目。

あとは、7割、5割、2割の軽減世帯の率ということで、これは低所得者といいますか、年収300万以下だと思えるんですけどもね、子供、標準3人世帯で大体年収、ですから300万以下の低所得者の方が軽減受けられるということ

だと思っんですけど。そういうところの世帯、所得の構成をまず2点目伺います。

3点目は、子供の均等割というのは、これはいつから始まったか、ちょっと分からないんですけども、子供の均等割というのは、どういうふうになっているのか、その辺をお伺いします。

町 民 課 長 まず年度末での資格者証の発行は3世帯、短期証の発行は44世帯となっております。1回、2回の未納では短期証とかにはならないんですけども、続けて未納が続いた場合には、短期証等に切り換えております。

あと、納付が全くない場合などは、もう資格者証という形で、10割負担していただいて、保険税が入ったときにその残りの7割を、その場合、大抵は未納の分に振り替えさせていただくんですけども、そういう形で行っております。

軽減の方の所得の分析みたいなのは、ちょっとしてないんですけども。  
（「率は分かりますか、世帯全体。」の声あり）（「いいですよ。」の声あり）  
すみません。それとですね、子供のですね、軽減につきましては、未就学児に対して均等割が0円という形で、この制度は令和4年度からとなっております。

1 1 番 寺 嶋 1点目の滞納、収納関係はね、これ、短期保険証はたしか前年より何か増えてるようなんですけども、分納という形でね、滞納者が多いのか知りませんが、これ、短期保険証というのは3か月とか6か月とあって、1か月もあるんでしょうけども、短期でね、やるんですけども、そうした場合、これは分納という形も含めた形での保険料収納の、向上のためのことで短期保険証というのは発行されていると思っんですけども。その、そういうことの方、あと実際行われたこと。

あとですね、資格証明書なんですけど、これ、3件あったということなんですけど、資格証明書だったら保険証じゃないですから、仮に急病といいますか、急にお医者さんにかからなきゃいけないとなれば、窓口では保険証じゃないから10割負担、全額負担になっちゃうわけですよ。一時。そうした場合、やっぱりね、これ、保険証がないと医者に行けないわけだから、やっぱり重症化しちゃうおそれがあるので、資格証明書はね、なるべくこれは発行しないように、

制裁措置はね、これはちょっと私はあまりよろしくないと思うんで、これでね、やらないというような方向でね、やっていただきたいと思うんですけども、その考え方を伺います。

あと、子供の均等割の減免なんですけども、4年度からということなので、未就学児が国の財政支援ですね。それでいうことなんですけども、ただ、子供さんといったって、18歳までですか、子供というのは、この定義というのはい。そうした場合、未就学だって、ほんの一部ですよ。ですから、例えばですよ、町が独自に財政支援をして、未就学児からもっと小学校入学前とかね…もっと上げるとか、対象年齢をね。そういうことでの何かお考えというのがありましたら、お聞きをいたします。以上です。

町 民 課 長 まず、短期証につきましては、分納計画に沿って毎月払っていただいている方には、そのままお出し…切換えで、続きをお出しするというような形です。資格者証なんですけれども、言い方は悪いですけども、悪質といいますか、6か月も1年も納めてない人に対して、短期証なり保険証を出すというんですね、本当にお金が入ってこないままになってしまいますので、一応検討はさせていただきますけれども、その方が分納という形で、少しずつでも定期的に納めていただければ、すぐ短期証という形に切換えさせていただきますので。

それとですね、子供…未就学児だと年齢層が少ないので、もっと引き上げないかという話なんですけども、そちらにつきましては、一応国の制度でやっていますけれども、町独自ということは、ちょっと理事者と相談させていただきたいと思います。

11番 寺 嶋 終わります。

議 長 ほかにございますか。

7番 南 雲 療養費がかなり高額になっているということですけど、この要因をお伺いいたします。

町 民 課 長 1人当たりの療養費というのが少しずつ伸びているんですけども、今までコロナで差し控えていた分が、ちょっと戻ってきたのかなというところがあります。それはごく一部のことなんですけども、全体として高いのはどうしてか

と言われますと、やっぱり皆さん、何かあったときに気軽にかかれる病院があるということで、よいことではないかと捉えております。

議 長 よろしいですか。

7 番 南 雲 今、国民に2人に1人ががんにかかると言われていた時代で、ちょっと教育課のほうになってしまいうんですけれども、がん教育が新要綱で、指導要綱で、新学習指導要綱で位置づけられましたけど、今、学校の現状はいかがでしょうか。

教 育 課 長 資料は頂いております。県もパンフレットとか、そういうのも頂いております。教育課の窓口にも配布したこともございます。授業の中で取り上げておるような状況でございます。特に中学校です。特に中学でのがん教育ということで、取り組んでおります。また、寄中学があったときは、実際にがんになった人をゲストティーチャーとしてお招きしまして、その実情というか、健康であることが大切なんだよということで、ゲストティーチャーを招いて授業をやったこともございます。

7 番 南 雲 すみません、特会でこんなことを質問して申し訳なかったです。本当にリアルな体験というのは、すごく子供にとってもね、大事なことだということで、やはりお子さんが御家庭に帰って、御家族に伝えるということがすごく大事なこととともに、結構聞かれたお子さんは伝えることが多いそうなんです。そうしますと、やはりがんは、早期発見につながるといいますので、ぜひよろしくお願ひいたします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 財産に関する調書の中でですね、国民健康保険及び国保診療所事業の財政調整基金、年度末、3年度末残高で3億5,000万円というふうな金額があります。歳計剰余金処分で5,000万円を積み立てるということで、歳計剰余金処分を含めた額ではですね、4億になろうかというふうに思います。その内訳ですね、国保診療所分…すみません。国保分と国保診療所分に、この財産に関する調書の3億5,000万円のそれぞれの内訳が分かればですね、お示しいただきたいと思ひます。

町 民 課 長 令和4年度にこの決算の5,000万円を積み立てるほかにですね、広域化支援基金償還金の1,000万円がありますので、実質4,000万円を積み立てるような形となります。それが済んだと仮定しまして、4年度では国保分が3億214万9,076円でございます。診療所分といたしましては8,815万6,026円で、合計でございますね、3億9,030万5,102円でございます。

6 番 井 上 内訳のほうはですね、了解しました。その中で今、国保会計の決算ということで、3億の財政、国保分ですね、財政調整基金があるということです。今後ですね、この財政調整基金をですね、どういうふうな運用をされていくのかということで、保険料等はですね、県のほうに納めてですね、そちらから療養給付費等はですね、町が支払っていくというふうな形になろうかと思えます。様々な医療費が増高しないための施策としてですね、国保ヘルスアップ事業とかですね、特定健康診査等事業費等が掲げられておりますが、今後ですね、どのように財政調整基金の運用を図っていくのかをお伺いをいたします。

町 民 課 長 財政調整基金として3億ございますが、平成30年度に県が運営主体となった制度改革のときにですね、松田町として納める納付金がですね、急増しないように、激変緩和措置というのを受けておまして、例えば平成30年のときに4,200万円、それからだんだんずっと下がってですね、令和14年のときに300万円ぐらい。合計がですね、3億1,564万8,795円、激変緩和を受けておりますので、今後ですね、また県も後期高齢者みたいにですね、県下一律の保険税にできないかということで、今、すぐではないんですけども、調整を始めたところなので、それによってまた保険税が上がったときなどに、この基金から取り崩していきたいと考えてございます。

6 番 井 上 県のほうがですね、保険料を統一して、県の保険料がされたときに、激変緩和措置で3億を頂いているというふうに理解をして、それは返済する必要があるんですか。

町 民 課 長 これは返済する必要はございません。激変緩和ということで、その分、免除されたような形になっております。

6 番 井 上 分かりました。それでは、今後ですね、県で一体化した保険、国保会計の一

体化ということの、いわゆるそういった制度のときにどうしても保険料が上がってしまうということで、そういった部分のですね、保険料の増高に対する激変緩和の調整資金として、現在の国保の財政調整基金を運用したいというふうな考えだというふうに理解しましたが、それでよろしいでしょうか。

町 民 課 長 はい、そのとおりでございます。

6 番 井 上 財政調整基金の運用についてはですね、理解をいたしました。大分、3億という大きい金額ですのでね、適切な今後とも運用を図っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号令和3年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。